

議案審議レポート

※ 議案は、本会議での質疑の後、所管の常任委員会に付託して慎重に審議しました。
主な議案と審議の経過について紹介します。

差別のない、誰もが真に 尊重されるまちづくり

議案第 45 号 加西市人権尊重のまちづくり
条例の制定について

概要 人権に関する問題の解決に向け、人権尊重の基本理念、市及び市民等の責務、人権施策の推進、審議会の設置等について定めるもの。

質疑

問 部落差別について、加西市の現状は。

答 ここ数年、そのような事案は見聞きしていません。数年前、その住所が同和地区なのかという問合せがありました。部落差別の相談等は表立ってないですが、水面下では転居・就職・結婚における差別事案がなくなったとは言い切れないと考えます。

問 前文には「様々な差別や偏見が今なお存在」との記述がある。加西市における事案はそれほどまでにあるのか。ないものがあるという前提にしていないか。

答 重大な事案は今のところないと考えています。今後、人権課題が多様化するので、条例を提案しました。

問 人権施策推進審議会の権限は、個別事案を調査し、改善等の対処まで行うのか。



答 重大な人権侵害はどこまで調査できるか今後考えていきますが、これまでの人権擁護委員の役割を侵すものではありません。

討論

賛成

・何百年も続いている部落差別、外国人・ジェンダー・障がい者など様々な差別が厳然とある。心の中には善人・悪人の部分があり、時に人権侵害となるような言動を取るかもしれない。人間及び社会全体の進化のため、たゆまぬ努力をすることが必要である。(本会議)

・部落差別だけでなく、複雑に絡み合った差別が多くあり、それがなくなる現実を目の当たりにしている。この条例は様々な差別を解消するため、今一度理解し、考える機会になるものである。法人・団体への啓発にもつながる。(本会議)

反対

・現在の加西市の同和问题への姿勢に問題がある。同対法で 32 年間にわたり特別事業が行われてきた。加西市発足以来の取組を前向きに評価し、いつまでも差別が残っているという立場ではなく、差別は解消してきているとの立場である。(本会議)

・加西市は何十年も人権施策を推進し、予算を投じてきた。今になって条例をつくる必要があるのか疑問である。何が差別か否か明確ではなく、「差別を行ってはならない」と規定することに疑問を持つ。内心の自由にまで踏み込む可能性を否定できない。(本会議)

議決結果

賛成 10、反対 4 の賛成多数で原案可決

西笠原町の地区計画 によるまちづくりの推進

議案第 48 号 加西市地区計画の区域内における
建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

概要 西笠原町地区で、市街化調整区域に新たに西笠原町地区地区計画(約 5.7ha)を設定したことにより条例改正を行う。地域交流拠点地区、新規住宅地区及び既存集落地区を整備する。

質疑

問 地区計画の対象区域は西笠原町の一部であるが、町全体の理解を得て進められたのか。また、地域主導による地区計画であるのか。

答 地区計画区域以外は特別指定区域となっている旨を説明し、その前提で町で議論、決定されています。

討論

なし

議決結果

全会一致で原案可決

